

募集要項への質問に対する回答

| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|--|---|
| 1 | 募集要項 P2 2(4)施設の規模等 【主な施設】 | 大ホールとリハーサル室（小ホール）の名称について、資料によって表記に違いがあるようです。事業計画書で用いる表記としては、上記で問題ないでしょうか。また、リハーサル室の看板に併記されていた「プチ・ホール」は、愛称という認識でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 2 | 募集要項 P3 2(7)施設の利用状況 (資料9-3) 利用状況 (稼働率) | R4年度実績では、全館の使用可能日は296日ですが、大ホール使用可能日は220日となっています。他の年度も同様ですが、大ホールが長期間利用できない理由を、教えてください。 | 舞台機構等の保守点検や修繕が発生する場合があります。その際に使用を停止しました。そのため全館使用可能日より日数が少なくなっています。 |
| 3 | 募集要項 P4 3(1)オ カフェ及び ビュッフェに関する業務 | カフェの具体的な寸法が表示された平面図をお示しいただけませんか。 | 別紙（資料1）のとおりです。 |
| 4 | 募集要項 P4 3(1)オ カフェ及び ビュッフェに関する業務 | カフェ及びビュッフェに現在設置してある厨房機器、什器、食器やカトラリーについて、指定管理者が利用できる物の一覧の提示をお願いいたします。 | 別紙（資料2）のとおりです。 |
| 5 | 募集要項 P5 3(2)ア 利用料金の設定 | 令和6年4月から、市が社会福祉団体として認定した団体に対する利用料金の減免規程を設ける予定ですが、該当する社会福祉団体の過去5年の利用実績、利用料金を教えてください。 | 令和5年度に市が認定した社会福祉団体は14団体です。なお、この団体による令和元年度～令和4年度の利用はありませんでした。 |
| 6 | 募集要項 P5 3(2)ア 利用料金の設定 | 上記団体の令和6年4月以降の各団体の減額免除の区分をお示しください。また、本件については市民ホールのみが対象という認識でよろしいでしょうか。 | 施設利用料等の2分の1に相当する減額を想定しています。対象は市民ホールのみです。 |
| 7 | 募集要項 P5 3(2)イ(ウ) 指定管理料 に含まれるものについて ①事業運営費 募集要項 P6 3(2)ウ 自主事業の中 について | 現状の事業について、どの事業が指定管理料に含まれる事業なのか、それとも自主事業に含まれる事業なのか区分けが分かる資料を示してください。（令和4年度事業報告書等で例示ください） またその区分けの定義について決まっていたら教えてください。 | 令和4年度事業報告書20～24ページの主催事業のうち、No.1、No.2、No.5、No.10、No.12が自主事業となります。自主事業に関する事業費は、指定管理料の収支に含まれません。 |
| 8 | 募集要項 P5 3(2)イ 指定管理料に 含まれる①事業運営費 として支出される事業 について | 事業参加費やチケット代に上限や制限は具体的にありますか。 | 上限や制限は設けていません。 |
| 9 | 募集要項 P5 3(2)イ(7) 上限額 | 上限額838,700千円（5年総額）の算定根拠について、ご教示ください。 また、確認ですが、年間については、上限設定は無いでしょうか、ご教示ください。 今回の上限額については、現在の指定期間の指定管理料と比較して、相当額の変更となっていますが、その理由と算定根拠について、ご教示ください。 | 上限額の算定根拠については現行の指定管理料に光熱水費を含め、今後の物価上昇を考慮した額としています。なお、年間毎の指定管理料には、上限額の設定はありません。 |
| 10 | 募集要項 P5 3(2)イ(ウ) ①事業運営 費 (資料9) 事業報告書 | 事業報告書では、「自主事業 収支状況」の中にカフェ収支と合算されています。 これについて、カフェ以外の自主事業の収支内容を教えてください。 | 内訳については備考欄に記載の通りです。収支内容につきましては現指定管理者の事業に関する情報のため、回答を差し控えます。 |
| 11 | 募集要項 P6 3(2)イ(エ) 収入とし て見込まれるもの（指 定管理料以外） | 令和6年～令和11年度に大規模修繕の予定はないと記載がございますが、県の募集要項には「令和6年度～令和10年度」と記載されています。どちらが正しいのでしょうか。 | 県の募集要項の記載を優先します。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 12 | 募集要項 P7 3(2)才 帰宅困難者への対応 | 市民ホールは帰宅困難者の収容を想定した避難所ですが、防災備蓄品等はありませんか。備蓄がある場合、備蓄品の更新は指定管理料の中で対応するのでしょうか。また、備蓄食糧品の賞味期限等、次に更新すべき時期について教えてください。 | 防災備蓄品は市及び指定管理者の双方で用意しています。指定管理者が用意した備蓄品は指定管理料で購入しています。 ・飲料水（賞味期限 令和8年2月） |
| 13 | 募集要項 P9 3(7) 委託等の禁止 | 県の募集要項には申請時に「委託予定業務一覧表」を作成し、提出するよう記載がありますが、市への提出は不要でしょうか。 | 第三者委託を予定している場合は、市へも提出してください。 |
| 14 | 募集要項 P13 4(2)ア(イ)申請書類 | 法人都道府県民税及び法人事業税は本社所在地における納税証明書でよろしいでしょうか。 | 本店が県外、事業所が県内にある場合は本店及び県内事業所に係る納税証明書を提出してください。 |
| 15 | 募集要項 P14 ④企画事業 | 現指定管理者が変更となった場合に引継ぐ必要のある企画事業がある場合、教えてください。 | 桶川市在住県展作品展（市民アート展）については、指定管理者が変更となった場合にも継続して実施する必要があります。 |
| 16 | 募集要項 P14 ⑤文化芸術活動の育成及び支援事業 | 現指定管理者が変更となった場合に引継ぐ必要のある文化芸術活動の育成及び支援事業がある場合、教えてください。 | 市内の文化芸術活動育成の観点から、市内文化団体と共催で実施している以下の事業を引き継ぐ必要があります。 ・ジョイントコンサート ・桶川文化フェスティバル ・桶川市絵画ジュニア展 ・桶川市民吹奏楽団定期演奏会 ・桶川高等学校吹奏楽部定期演奏会 |
| 17 | 募集要項 P15 4(2)ア(イ)⑬ 指定期間5年間の計画 | (2)に「⑬の収支予算案に準じて…」と記載がありますが、⑫のことでよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 18 | 募集要項 P16 4(2)ウ(イ) ページ番号 | 申請書類にページ番号を付しとありますが書類ごとにページ番号を付せばよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 19 | 募集要項 P19 5(3) 主な審査のポイント | 配点表は開示いただけますでしょうか。 | 配点表の開示はいたしません。 |
| 20 | 業務仕様書 P1 1(1)ウ 運営協議会の設置 | 運営協議会に関して、指定管理者が計上すべき支出があれば教えてください。 | 計上すべき支出はありません。 |
| 21 | 業務仕様書 P2 1(4) おがわ市民芸術文化祭に関する業務 | おがわ市民芸術文化祭の必要経費について、実行委員会に対し補助金が交付されることとなっていますが、事務局となる指定管理者が負担する経費支出はありますか、教えてください。 ある場合は、過去5年間の実績を、教えてください。 | 補助金の範囲内で実施しており、直接負担する経費はありません。 |
| 22 | 業務仕様書 P2 1(4) おがわ市民芸術文化祭に関する業務 | 実行委員会に補助金が交付されるとありますが、交付される金額をご教示ください。 | 予算額（上限）は例年700,000円です。 |
| 23 | 業務仕様書 P2 1(3) 市内文化芸術活動の育成及び支援事業に関する業務 | 業務仕様書P2 1行目に「芸術文化の鑑賞に留まらず」とありますが、4行目には「質の高い芸術文化を鑑賞する機会を提供する事業の提案をしてください。」とございます。当該事業提案には、鑑賞型の事業も含む必要があるのでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 24 | 業務仕様書 P4 1(7) 共催事業の実施に関する業務 | 令和6年度実施予定の共催事業について、演目や指定管理者が負担すべき費用等を教えてください。 | 文化芸術活動の育成及び支援事業に該当する以下の事業は、令和6年度実施予定となっています。 ・ジョイントコンサート ・桶川文化フェスティバル ・桶川市絵画ジュニア展 ・桶川市民吹奏楽団定期演奏会 ・桶川高等学校吹奏楽部定期演奏会 原則、共催事業に関わる費用は主催者負担のため指定管理者の費用負担はありませんが、事業実施に伴う消耗品の支出が発生する場合があります。 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 25 | 業務仕様書 P4 2(2) インターネット による施設予約等 | インターネット施設予約システム導入が令和4年度となった理由を教えてください。(平成30年度の仕様書にも記載があったことから導入が遅れた経緯も教えてください。) | 新型コロナウイルスの影響により、通常の施設の運営に支障をきたしていたこと等の理由から、予約システムの導入は、令和4年度となっています。 |
| 26 | 業務仕様書 P4 2(2) インターネット による施設予約等 | R4事業報告書では、R4.4より、インターネット施設予約をスタートしたとなっています 他方、R2及びR3の事業報告書における収支状況では、使用料・賃借料に施設予約サービス利用料が、R4と同様に計上されています。 これについて、どのように理解したらよいでしょうか、教えてください。 | R2及びR3の事業報告書に記載の施設予約サービス利用料は、R1に導入したシステム利用料となります。 R4については、インターネット施設予約を含めた決算額となっています。 |
| 27 | 業務仕様書 P5 3 市民ホールの施設 及び設備の維持管理に 関する業務 (資料4) 施設設備等保守管理業 務一覧 | 保守管理業務の個別仕様詳細について、教えてください。具体的には、以下のとおりです。 施設管理運転監視、清掃、有人警備、舞台運転、総合案内及び施設予約受付、施設管理補助については、市が要求する所要人員数、勤務シフト体制について、教えてください。 また、現在の所要人員数、勤務シフト体制についても、教えてください。 設備保守点検業務については、該当設備の機種、台数等設備内容を、教えてください。 また、委託されている業務については、その業務名と委託金額も教えてください。 | 設備保守点検業務の当該設備の機種、台数、内容は別紙(資料3)を参照してください。 また、保守管理業務に関する体制等について、市から要求するものではありませんが、募集要項資料7の管理運営体制を参考に施設及び備品等の全般の機能を良好に維持管理するとともに必要な保守管理業務の実施をお願いします。 なお、実際の委託業務及び委託金額については現指定管理者の事業に関する情報となるため、回答を差し控えます。 |
| 28 | 業務仕様書 P7 3(6) 光熱水費等の契約 | 資料9事業報告書によれば、高騰に伴い当初予算を変更予算として、再設定されています。今回の応募に際しては、過去実績ではなく昨今の高騰を見込んで、予算設定することでよろしいでしょうか、ご教示ください。 また、更なる高騰がある場合には、同様に変更予算が組まれるということよろしいでしょうか、ご教示ください。 | お見込のとおりです。また、光熱水費の想定範囲を大きく超える様な高騰がある場合には、まずは、市と指定管理者の協議が必要になると考えます。 |
| 29 | 業務仕様書 P8 5(4) ビュッフェの運 営 | 現在のビュッフェの運営状況を、教えてください。現在使われていないとすれば、過去の実績を踏まえ、その理由を教えてください。光熱水費については、過去実績があれば、教えてください。 | 今期は運営実績がありません。ビュッフェについては大ホール公演の合間等の軽食販売を目的としていましたが、コロナ禍による館内飲食禁止に伴い、これまで使用・運営を停止しています。 |
| 30 | 資料 9-1 令和2年度桶川市民 ホール事業報告書 p.14-15 | 令和2~4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用人数、利用状況とも参考にできない数値のため、平成28年~令和元年度の事業報告書の当該ページを開示いただけますでしょうか。 | 別紙(資料4)のとおりです。 |
| 31 | その他 公園との連携 | 公園との連携について実績がある場合、教えてください。 | 実績はありません。 |
| 32 | 修繕等実績 | 事業報告書の実績数値は、予算と比較して各年度相違しています。 予算として設定すべき基準数値、予算未消化の場合の精算ルールは無いのでしょうか、ご教示ください。 また、消耗什器備品費についても、修繕費と同様に、予算として設定すべき基準数値、予算未消化の場合の精算ルールは無いのでしょうか、ご教示ください。 | 予算として設定すべき基準数値、精算ルールはありません。 |
| 33 | 別紙様式 2-4 桶川 市民ホールの管理運 営に係る収支計画書の積 算根拠(収入) | 桶川市民ホールの管理運営に係る収支計画書の積算根拠(収入)について、施設ごとに、利用区分毎の利用回数、附属設備使用料を過去5年分教えてください。 | 施設毎の利用回数は、資料9-1~9-3「3.利用状況(稼働率)」をご参照ください。令和1年度については別紙(資料5)のとおりです。 また、収支実績につきましては、別紙(資料6)のとおりです。 |